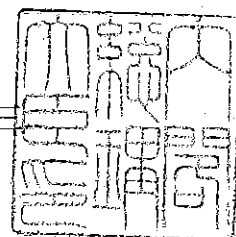




消取引第409号  
平成29年11月16日

消費者委員会  
委員長 高 巖 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三



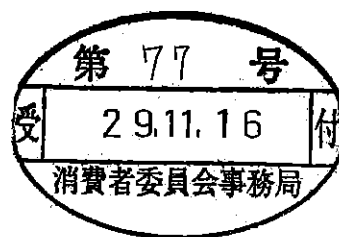
割賦販売法施行令の一部改正について（諮問）

割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）の改正について、下記事項  
に関し御審議いただきたく、割賦販売法（昭和36年法律第159号）第36  
条第2項の規定に基づき諮問します。

記

割賦販売法第2条第5項に規定する「指定権利」及び「指定役務」を追加す  
るため、別紙のとおり、割賦販売法施行令別表第1の2（第1条関係）及び別  
表第1の3（第1条関係）の改正を行うことについて

以上



別表第一の二（第一条関係）

- 一 人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、又は体重を減ずるための施術を受ける権利（次号に掲げるものを除く。）
  - 二 人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、体重を減じ、又は歯牙を漂白するための医学的処置、手術及びその他の治療（美容を目的とするものであつて、経済産業省令・内閣府令で定める方法によるものに限る。別表第一の三第二号において同じ。）を受ける権利
- 三～八 （略）

別表第一の三（第一条関係）

- 一 人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、又は体重を減ずるための施術を行うこと（次号に掲げるものを除く。）
  - 二 人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、体重を減じ、又は歯牙を漂白するための医学的処置、手術及びその他の治療を行うこと。
- 三～十 （略）
- 十一 技芸又は知識の教授（第五号から第八号までに掲げるものを除く。）

以上